

教 生 学 第 5 7 1 号
令和3年（2021年）9月22日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く）
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 伊 藤 伸 一

いじめ防止対策推進法等に基づくいじめに関する対応について（通知）

このことについて、文部科学省初等中等教育局児童生徒課から、別添写しのとおり連絡がありましたので、通知します。

つきましては、いじめ防止対策推進法やいじめの防止等のための基本的な方針、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン等に基づき、別添写しの内容を踏まえ、一層適切に対応いただくようお願いいたします。

また、令和3年（2021年）6月4日付け教生学第192号通知「いじめの問題への対応に係る取組の徹底について」と併せて、いじめ根絶に向けた取組を徹底するようお願いいたします。

（生徒指導（問題行動等）係）

写

いじめの積極的な認知を含むいじめ防止対策について、いじめ防止対策推進法等に基づいた対応が行われるよう、改めて周知致します。

事務連絡
令和3年9月21日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
附属学校を置く各公立大学法人担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課

御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

いじめ防止対策推進法等に基づくいじめに関する対応について

平素より、文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り感謝申し上げます。

いじめの未然防止・積極的な認知・対処については、これまでも、各種行政説明や通知等によりお願いしてきたところであり、いじめ防止対策推進法等に基づいて適切に取り組んでいただいていることと存じます。

いじめの対応にあたっては、積極的な認知にはじまり、早期の組織的な対応や児童生徒に対する継続的な支援が重要となります。また、重大事態の調査にあたっては、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインに沿って対応に当たることが求められます。

つきましては、いじめ防止対策推進法やいじめの防止等のための基本的な方針、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン等に基づきながら、特に下記の事項について、一層適切な対応に努めていただくよう、お願いいたします。

本件につきましては、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国立大学法人及び附属学校を置く公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあつては認可した学校に対して、周知を図るよう、特段の御配慮をお願いします。

(いじめの積極的な認知と早期の組織的な対応)

- ・ いじめを積極的に認知することは、いじめへの対応の第一歩であり、いじめ防止対策推進法が機能するための大前提でもあります。また、いじめの認知と初動対応が適切に行われなかったために、重大な結果を招いた事案が発生し得るということを真摯に受け止めることが重要です。
- ・ いじめの早期発見・認知にあたっては、いじめの防止等のための基本的な方針における「別添2：学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント」の「(2) 早期発見 ①基本的考え方」及び「②いじめの早期発見のための措置」等を参照しながら、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視したりすることなく、組織的な対応を行うことが求められます。
- ・ いじめを認知した場合の対応にあたっては、「(3) いじめに対する措置」における「②いじめの発見・通報を受けたときの対応」等を参考に、特定の職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応することが求められます。

(いじめ防止対策推進法等に基づく適切な重大事態対応)

- ・ 学校は、いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるときは、速やかに学校の設置者を通じて、地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告する必要があります。
- ・ 重大事態の調査組織については、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるよう構成することが重要です。
- ・ いじめの重大事態の調査の実施にあたっては、いじめを受けた児童生徒やその保護者のいじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知りたいという切実な思いを理解し、対応に当たることが重要です。

(いじめの未然防止)

- ・ いじめの対応にあたっては、事案を認知してから対応するのみならず、未然防止に取り組むことも重要です。そのため、学校の設置者及びその設置する学校は、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じて学校におけるいじめの防止に取り組むことが重要です。

【参考】

- ・ 別添：いじめ対応に関する資料

- ・ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1406848.htm



- ・ いじめの防止等のための基本的な方針（平成29年3月14日最終改定）

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/06/26/1400030_007.pdf



- ・ いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月）

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/06/26/1400030_009.pdf



- ・ いじめ対策に係る事例集（平成30年3月）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2018/09/25/1409466_001_1.pdf



- ・ 不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2016/07/14/1368460_1.pdf



【本件担当】

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

生徒指導室生徒指導企画係

電話：03-5253-4111（内線：3298）

E-mail：s-sidou@mext.go.jp

「仲間はずれ、無視、陰口」

された経験がある . . . 9 割

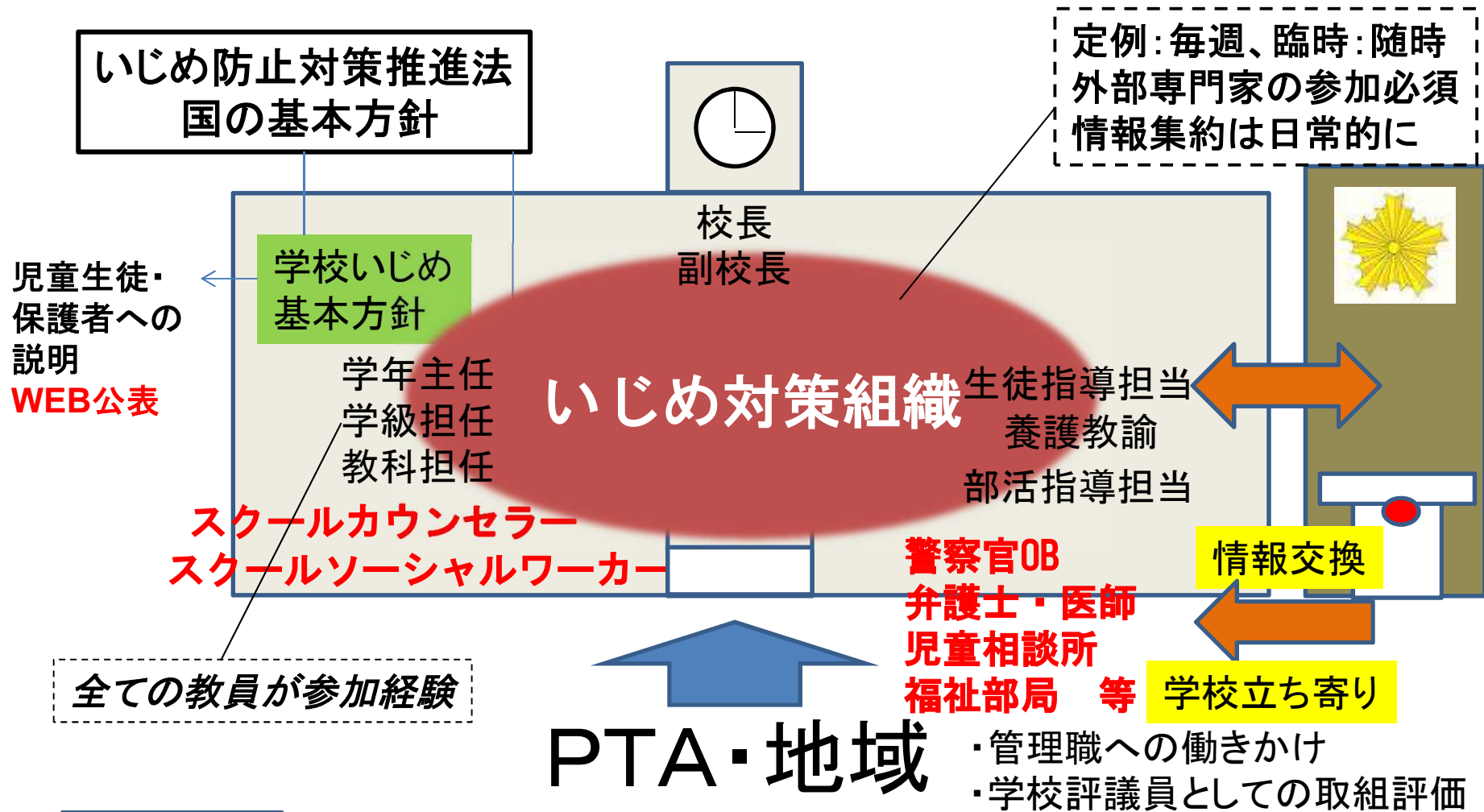
した経験がある . . . 9 割

国立教育政策研究所生徒指導・進路指導センター いじめ追跡調査2016-2018
(2018年度の中学校3年生の6年間の経験回数より)



いじめはどの学校でもどの子供にも起こり得る

組織的に対応する学校(イメージ)



いじめ防止を取り扱う場合は、いじめが隠蔽されず、いじめの実態の把握・措置が適切に行われるよう、早期発見・再発防止の取組について適正に評価(法第34条)

組織的ないじめ対応の流れ

- 学級担任等が抱え込まず、「いじめ対策組織」で迅速かつ的確に対応
- 日常的な児童生徒の観察、定期的な面談・アンケートにより早期発見に努力

いじめの発見



① 情報を集め組織的に共有する

- 教職員、児童生徒、保護者、地域、その他から「いじめ対策組織」に情報(アンケート結果を含む)を集約
※いじめを発見した場合は、その場でその行為を止めさせる。

② 指導・支援体制を組む

- 「いじめ対策組織」で指導・支援体制を組む
(校長のリーダーシップの下、生徒指導担当、学年主任、養護教諭、学級担任などの教職員、スクールカウンセラー、弁護士、警察OBなどが参画)

③-A

子供への指導・支援を行う

- **いじめられた児童生徒**にとって信頼できる人(親しい友人や教員、家族、地域の方々等)と一緒に寄り添い支える体制をつくり、**いじめから救い出し、徹底的に守り通す**
- **いじめた児童生徒**には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、**自らの行為の責任を自覚**させるとともに、不満やストレスがあっても**いじめに向かわせない力**を育む(ひどいいじめをした場合は警察に通報し、補導・逮捕・保護処分により更生させる)
- **いじめを見ていた児童生徒**に対しても、**自分の問題として捉えさせる**とともに、いじめを止めることはできなくても、**誰かに知らせる勇気を持つ**よう伝える

③-B

保護者と連携する

- つながりのある教職員を中心に、**即日、関係児童生徒(加害、被害とも)の家庭訪問**等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う

いじめの「重大事態」における学校の対応

■ 学校から設置者（教育委員会等）へ重大事態の発生報告

⇒ 設置者から地方公共団体の長等へ報告（いずれも法に基づく義務）

【重大事態とは？】

- ① **いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき**（通称：生命心身財産重大事態、1号重大事態）
※ 例：児童生徒が自殺を図った場合、身体に重大な傷害を負った場合 等
 - ② **いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき**（通称：不登校重大事態、2号重大事態）
※ 「相当の期間」とは年間30日を目安。ただし、一定期間、連続して欠席しているような場合には、この目安に関わらず、迅速に調査に着手。
- 児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
 - 設置者においては、重大事態が発生した場合、すぐに学校から教育委員会に報告がなされるよう、日頃から指導を行うこと。

■ 学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断（基本方針より）

調査の主体は学校又は学校の設置者。特に次の場合は、設置者自らが調査を実施。

- 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合
- 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

いじめの「重大事態」における学校の設置者の対応

■ 設置者が調査主体の場合： 調査組織の設置、調査の実施

- 設置者が調査主体となる場合、外部の第三者を構成員とした組織により、速やかに調査に着手できるよう、平時からの設置を。

■ 学校が調査主体の場合： 必要な指導及び支援

- 調査について指導助言、人的支援が必要。調査結果の情報提供についても内容・方法・時期につき指導助言。

※調査組織：公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるよう構成すること。このため、弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図るよう努めるものとする。

■ 調査結果を設置者（教育委員会等）を通じて地方公共団体の長等に報告（法に基づく義務）

■ 公立学校の場合：教育委員会会議に報告

- 事案の発生や調査結果を教育委員会会議に報告していない例が散見される。
⇒ 事務局のみで対処方針を決定するのではなく、教育委員会会議における十分な協議を経ること。また、総合教育会議の招集を求めることも必要に応じて検討すること。

被害者・保護者に寄り添った重大事態の調査における対応


学校の設置者及び学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者（以下「被害児童生徒・保護者」という。）のいじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知りたいという切実な思いを理解し、対応に当たること。

〔 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月）
第1 学校の設置者及び学校の基本的姿勢（基本的姿勢） 〕

【被害者・保護者に対する調査方針の説明等】

- 調査を開始する前に、被害者・保護者に対して丁寧に説明を行うことで、被害者等の意向を踏まえた調査が行われることを担保

【説明事項】

- 
- ①調査の目的・目標、②調査主体（組織の構成、人選）、
 - ③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）、
 - ④調査事項・調査対象、⑤調査方法、⑥調査結果の提供

※特に、⑥の調査結果の提供の方法については、どのような情報を、どのような形式で被害者・保護者に提供するのかを説明しておく（個人情報については、個人情報保護条例等により、提供できない場合があることなど）。